京都府	舞鶴市	公設地方卸売市場事業会計	158.7
大阪府	大阪市	自動車運送事業会計	5.2
大阪府	大阪市	中央卸売市場事業会計	80.9
大阪府	泉大津市	泉大津市立病院事業会計	8.8
大阪府	柏原市	市立柏原病院事業会計	12.0
兵庫県	神戸市	自動車事業会計	5.5
兵庫県	尼崎市	自動車運送事業会計	18.4
兵庫県	西宮市	中央病院事業会計	1.1
兵庫県	三木市	病院事業会計	22.9
兵庫県	川西市	病院事業会計	17.9
兵庫県	たつの市	病院事業会計	5.8
兵庫県	たつの市	国民宿舎事業会計	15.0
兵庫県	新温泉町	病院事業	12.8
奈良県	天理市	病院事業会計	9.7
奈良県	宇陀市	保養センター事業特別会計	287.2
和歌山県	和歌山市	土地造成事業特別会計	3.4
和歌山県	海南市	病院事業会計	0.4
和歌山県	太地町	国民宿舎事業	0.5
鳥取県	米子市	流通業務団地整備事業特別会計	83.3
鳥取県	境港市	市場事業費特別会計	3.4
鳥取県	境港市	土地区画整理費特別会計	1.7
鳥取県	智頭町	智頭町病院事業会計	1.8
鳥取県	三朝町	国民宿舎事業会計	14.7
鳥取県	北栄町	下水道事業特別会計	2.0
山口県	下関市	臨海土地造成事業特別会計	57.8
山口県	美祢市	観光事業特別会計	60.5
徳島県	徳島市	徳島市立食肉センター事業特別会計	190.9
香川県	土庄町	宅地造成事業特別会計	0.6
愛媛県	伊予市	簡易水道特別会計	1.5
高知県	高知市	国民宿舎運営事業特別会計	457.7
高知県	四万十市	四万十市病院事業会計	6.5
福岡県	小竹町	小竹町立病院事業特別会計	15.3
佐賀県	佐賀市	自動車運送事業会計	19.6
熊本県	熊本市	交通事業会計	154.4
熊本県	荒尾市	荒尾市病院事業会計	2.4
鹿児島県	鹿児島市	交通事業特別会計	17.6
沖縄県	読谷村	下水道事業特別会計	0.4
沖縄県	渡嘉敷村	航路事業特別会計	4.7

(注)　資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

(3)　一部事務組合等

（単位：千円、％）

都道府県名	一部事務組合等名	公営企業会計名	資金不足比率
青森県	一部事務組合下北医療センター	病院事業会計	14.6
青森県	北部上北広域事務組合	病院事業会計	19.7
青森県	青森県新産業都市建設事業団	桔梗野工業用地造成事業	277.6
青森県	青森県新産業都市建設事業団	百石住宅用地造成事業	556.1
福島県	相馬方部衛生組合	公立相馬総合病院事業会計	6.9

(注)　資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

○総務省告示第百二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第一条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件（平成十六年総務省告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

目次中

「　第12節　連結財務諸表」を

「　第12節　連結財務諸表
　第13節　合併に関する会計処理」に、

「　第13節　連結財務諸表」を

「　第13節　連結財務諸表
　第14節　合併に関する会計処理」に改める。

第一章第2節第12の2の(1)中「第95」を「第97」に、「第104」を「第106」に改め、同節第12の2の(4)中「第93」を「第95」に改める。